

平成29年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の 審議の経過等について

平成30年3月5日
著作物等の適切な保護と
利用・流通に関する小委員会

I はじめに

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（以下「小委員会」という。）は、昨年度における検討（私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元の現状及び「補償すべき範囲」についての整理）に引き続き、特に私的録音に焦点を当てて、クリエイターへの対価還元手段について検討を行った。

II 検討に当たっての基本的考え方

1. 補償についての基本的考え方

クリエイターへの対価還元手段の検討に当たっては、昨年度における検討を踏まえ、以下を前提に検討を行った。

- ◇ 私的複製による不利益が権利者に生じていると評価できる以上は、原則として、権利者への補償が必要である。¹
- ◇ もっとも、私的複製により不利益が生じていることをもって、全ての私的複製について補償が必要であると直ちに断じることは拙速であり、私的複製の趣旨や性質を考慮しながら、最終的にどのような補償制度を導入するかという議論とは別に、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要。
- ◇ 総体として大量に私的複製が生じているという側面と、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないという側面とがあることを踏まえ、補償制度を構築する上では社会的理解を得る必要がある。

¹ 昨年度の検討においては、補償についての基本的な考え方として、権利者への補償が必要であると結論付けるのではなく、両論併記にとどめるべきである、との意見も示された（このほか、「補償すべき範囲」に関する昨年度の検討の結果については、参考資料1（10頁以降）参照）。

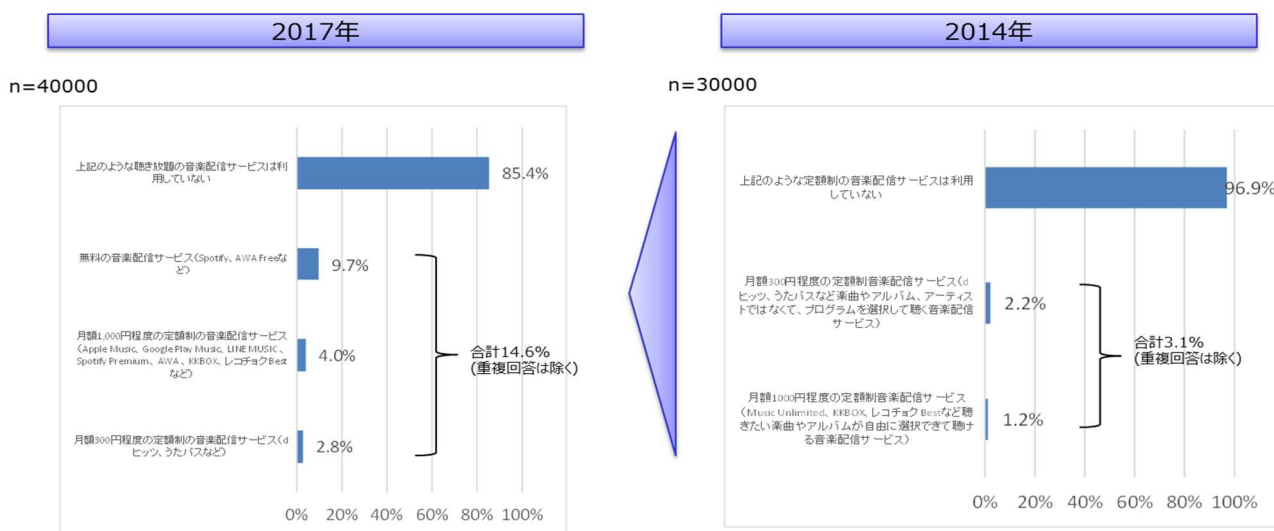
2. 私的録音の現状等について

私的録音の実態について、本年度に文化庁が委託調査を実施した。調査結果² から見える主な特徴は以下のとおりである。

< 1次調査結果 >

(1) 聴き放題の音楽配信サービスの利用者はここ3年間で増加し、3年前は、有料の音楽配信サービスの利用者は全体の3.1%であったが、現在は6.2%であり、無料の音楽配信サービス³も含めると14.6%である。(数値は重複回答を除いた割合)[図表1]

図表1 あなたは、聴き放題の音楽配信サービスを利用していますか。(複数回答)



² みずほ情報総研株式会社「平成29年度私的録音に関する実態調査—中間報告—」(以下、「H29調査」という)。母集団は、15歳～69歳の男女個人であり、1次調査は、実際の私的録音の実施の有無に関わらず、日本の人口構成に合わせるように無作為に抽出した4万人の回答(ウェブアンケート調査)を集計したものである。2次調査は、1次調査の回答者のうち、デジタル方式の録音を実施しているとした者を日本のデジタル録音人口の年代構成に合わせて配分・抽出した4千人の回答(ウェブアンケート調査)を集計したものである。調査では、平成26年(2014年)著作権情報センター附属著作権研究所「私的録音録画に関する実態調査」結果との対比も併せて行っている(なお、ウェブアンケート調査であるため、回答者はパソコンやスマートフォン等の機器の所有者であることが一般に想定される。今回の調査では、郵送調査は実施していない)。

³ 本年度調査において調査対象とした「無料の音楽配信サービス」は、3年前の調査においては、そもそも回答の選択肢として含まれていなかったため、当該サービスを利用していた場合でも、「上記のような定額制音楽配信サービスは利用していない」とする回答に含まれていた可能性も考えられるとの指摘があった。他方、本年度調査においても、3年前の調査においても、YouTubeのような「無料の動画配信サービス」は直接の調査対象とはされていないが、一般社団法人レコード協会の調査(「2016年度音楽メディアユーザー実態調査」(2017年4月))によれば、最も利用されている音楽聴取手段はYouTubeで、音楽を聴く人の42.7%であるとの紹介があった(なお、2位が「音楽CD(レンタルしたものや家族・友人から借りたものも含む)」で38.4%、3位が「音楽CDからPC・スマホ等にコピーした楽曲ファイル(MP3等)」で27.0%となっている)。

(2) CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロード（以下、「録音等」という。）を過去1年間に行ったことがある者の割合は40%であり、3年前とほぼ変化はなく、これを年代別にみると、様々な録音等の行為のうち、例えば、「音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング」等について、これを行ったことがあると回答した者の割合は、若い年代の方が高い傾向が見られる。また、過去1年間に録音等を行ったことがないと回答した者の割合は、年代が上がるほど高い。[図表2]

図表2 あなたは、過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードしましたか。行ったことがあるものについてお答えください。(複数回答)

n=40000

	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～69歳
いずれも行ったことがない	35.7%	50.7%	58.0%	62.1%	67.4%
音楽CDの複製や音楽CDからの録音、リッピング	38.7%	31.8%	27.6%	24.9%	20.9%
ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトからの音楽データのダウンロード	28.3%	16.5%	12.5%	10.4%	10.9%
有料の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード(1曲ごとに課金されるサービスを想定し、聴き放題の音楽配信サービスからのダウンロードは除きます。)	12.5%	11.4%	10.4%	8.2%	5.0%
ラジオ放送(AM, FM, インターネット)やテレビ放送の録音	11.6%	7.7%	7.2%	6.7%	7.8%
聴き放題の音楽配信サービスからの音楽データのダウンロード	20.7%	11.0%	7.8%	5.4%	3.8%
スマートフォン用のアプリ(聴き放題の音楽配信サービスの一環として提供されているものは除きます。)を使ってアクセスできる無料の音楽データのダウンロード	22.0%	10.2%	6.3%	4.9%	3.7%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データのコピー	6.2%	3.8%	3.7%	2.8%	2.5%
自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスからの音楽データのダウンロード	8.6%	4.3%	3.3%	2.0%	1.5%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、音楽ロッカーサービスへのアップロード、転送、同期。	4.9%	2.6%	2.1%	1.2%	0.9%
有料の音楽配信サービスからダウンロードした音楽データや、音楽CDから録音、リッピングした音楽データの、自分や家族、友人が利用しているオンラインストレージサービスへのアップロード	4.6%	2.2%	1.8%	1.1%	0.8%

(3) 過去1年間の録音等経験者が録音に使用した機器等としては、パソコン(CD, DVD, Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)については5割、スマートフォン(iOS, Androidなど)については4割のユーザーが録音等で使用し、また、ポータブルオーディオプレーヤー(iPod, ウォークマンなど)もそれに次いで多い(24.1%)。これを年代別にみると、年代が上がるほどパソコン(CD, DVD, Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)の使用率が高まり、逆に、若い年代ほどスマートフォン(iOS, Androidなど)の使用率が高い状況が見られる。また、ポータブルオーディオプレーヤー(iPod, ウォークマンなど)の使用率は、各年代で20%を超えている⁴。[図表3-1][図表3-2]

⁴ 本設問は、録音等経験者(全体の40%)が回答しているものであるため、録音等を行っていない者も含めた使用率に置き換えると、パソコンは全体の21.4%、スマートフォンは16%、ポータブルオーディオプレーヤーは9.6%となっている。

図表3-1 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。(複数回答) また、そのうち、最もよく、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで使用した機器はどれですか。(単一回答)

n=16019

	使用した(M)	最も使用した(S)
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	53.5%	38.9%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	40.2%	26.6%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	24.1%	12.4%
録音機能付きランカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)	12.3%	5.4%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	10.1%	4.6%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	9.2%	2.3%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	5.7%	1.6%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	4.8%	1.8%
ICレコーダー・リニアPCMLレコーダー	4.2%	1.1%
録音機能付き据置型コンボ	3.9%	1.0%
CD-R/RWLレコーダー(据置型)	3.8%	0.8%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	3.6%	0.3%
携帯電話・PHS	3.4%	0.8%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	3.3%	0.4%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	3.1%	0.7%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	2.3%	0.4%
ポータブルDATレコーダー・DCCLレコーダー	1.7%	0.2%
MDレコーダー(据置型)	1.7%	0.2%
MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)	1.6%	0.2%
DATレコーダー・DCCLレコーダー(据置型)	1.3%	0.1%
上記以外の機器	0.4%	0.4%

図表3-2 過去1年間で、CD やラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音楽音源を録音、コピー、ダウンロード、アップロードをしたことがある方におうかがいします。過去1年間で、録音、コピー、ダウンロード、アップロードで、【あなたが使用した機器】は、どの機器ですか。使用した機器を全てお答えください。(複数回答)

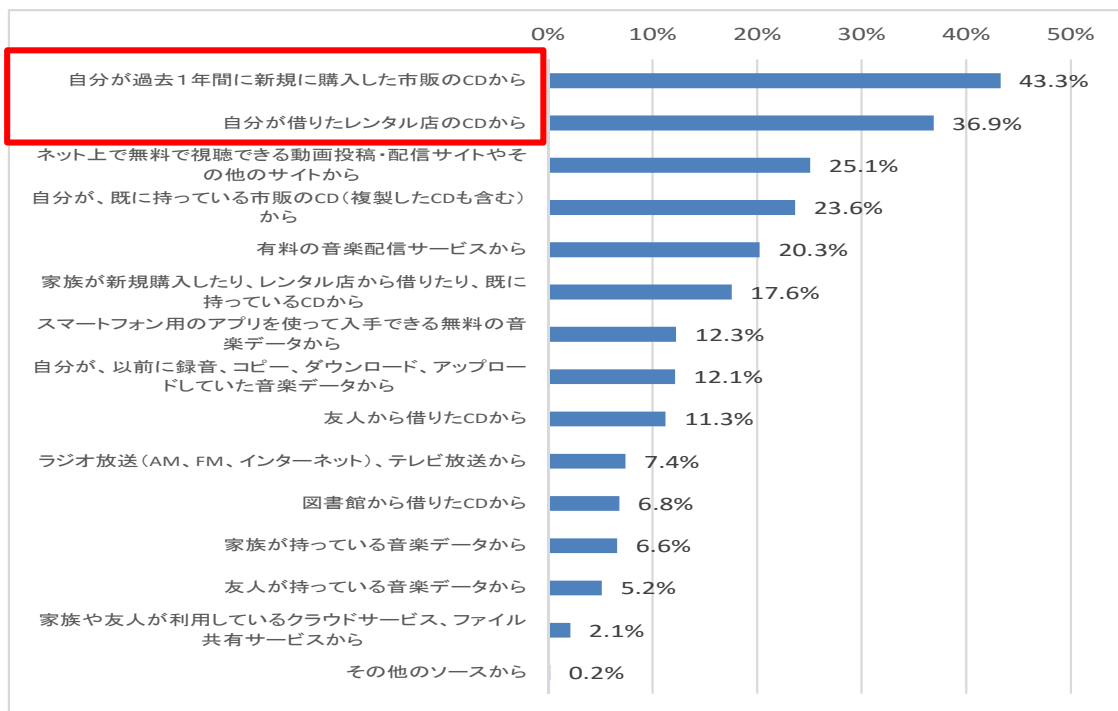
n=16019

	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~69歳
録音機能付きラジオカセ等(ポータブルオーディオシステムを含む)	14.7%	12.1%	11.2%	9.5%	13.9%
ポータブルオーディオプレイヤー(iPod、ウォークマンなど)	31.5%	30.0%	23.6%	21.6%	20.1%
ポータブルMDプレイヤー(録音機能付き)	4.0%	3.8%	3.4%	2.0%	2.8%
ポータブルMDプレイヤー(再生専用)	4.0%	3.1%	2.7%	1.4%	1.8%
ポータブルDATレコーダー・DCCLレコーダー	2.9%	2.6%	2.1%	0.9%	1.1%
ICレコーダー・リニアPCMLレコーダー	3.1%	3.8%	3.9%	3.4%	5.3%
録音機能付き据置型コンボ	3.3%	3.3%	3.6%	3.5%	5.0%
MDレコーダー(据置型)	3.1%	2.3%	1.7%	1.1%	1.3%
CD-R/RWLレコーダー(据置型)	5.3%	3.4%	3.2%	3.2%	4.3%
MD・CD-R/RWのダブルレコーダー(据置型)	2.8%	1.9%	1.8%	1.1%	1.3%
HDD(ハードディスク)レコーダー(音楽専用、据置型)	8.1%	6.3%	5.6%	3.9%	5.6%
DATレコーダー・DCCLレコーダー(据置型)	2.1%	2.4%	1.7%	0.6%	0.8%
録音機能付きカーオーディオ、カーナビ	3.7%	4.1%	5.8%	5.1%	4.9%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき)	36.4%	44.5%	53.7%	58.4%	61.5%
パソコン(CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブ無し)	12.0%	11.8%	9.5%	9.1%	9.4%
タブレット端末(iOS、Androidなど)	14.0%	9.0%	8.5%	7.9%	9.0%
PlayStation4などの据置型家庭用ゲーム機	8.1%	5.0%	3.7%	2.0%	1.2%
PSVita、ニンテンドー3DSなどの携帯型ゲーム機	12.7%	4.5%	3.6%	1.7%	1.0%
携帯電話・PHS	5.9%	3.8%	2.8%	2.1%	3.4%
スマートフォン(iOS、Androidなど)	61.5%	46.7%	42.4%	37.4%	29.8%
上記以外の機器	0.3%	0.2%	0.4%	0.5%	0.6%

< 2次調査結果⁵>

(4) 過去1年間に録音等を行った音源は多様であるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとする者が多く、上位2位を占めている⁶。他方、過去1年間に実際に録音等を行った対象曲数は、3年前と比べると全体的に減少しており、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」の録音等については、約半数の減少（1か月平均でH26：15.0曲・14.5曲→H29：8.7曲・8.8曲）となる一方、その中であって、有料の音楽配信サービスからの録音等の対象曲数は、これらの録音等曲数に届かないものの、約1.8倍の増加となっている（1か月平均でH26：4.3曲→H29：7.6曲）。[図表4-1][図表4-2]

図表4-1 あなたは録音、コピー、ダウンロード、アップロードをどの音源から行いましたか？過去1年間の状況についてお答えください(複数回答) n=4001



⁵ 前述注2のとおり、2次調査は、過去1年間にデジタル方式の録音を実施した者（1次調査の回答者全体の40%）を母集団とし、そのうち4千人を対象に実施した。

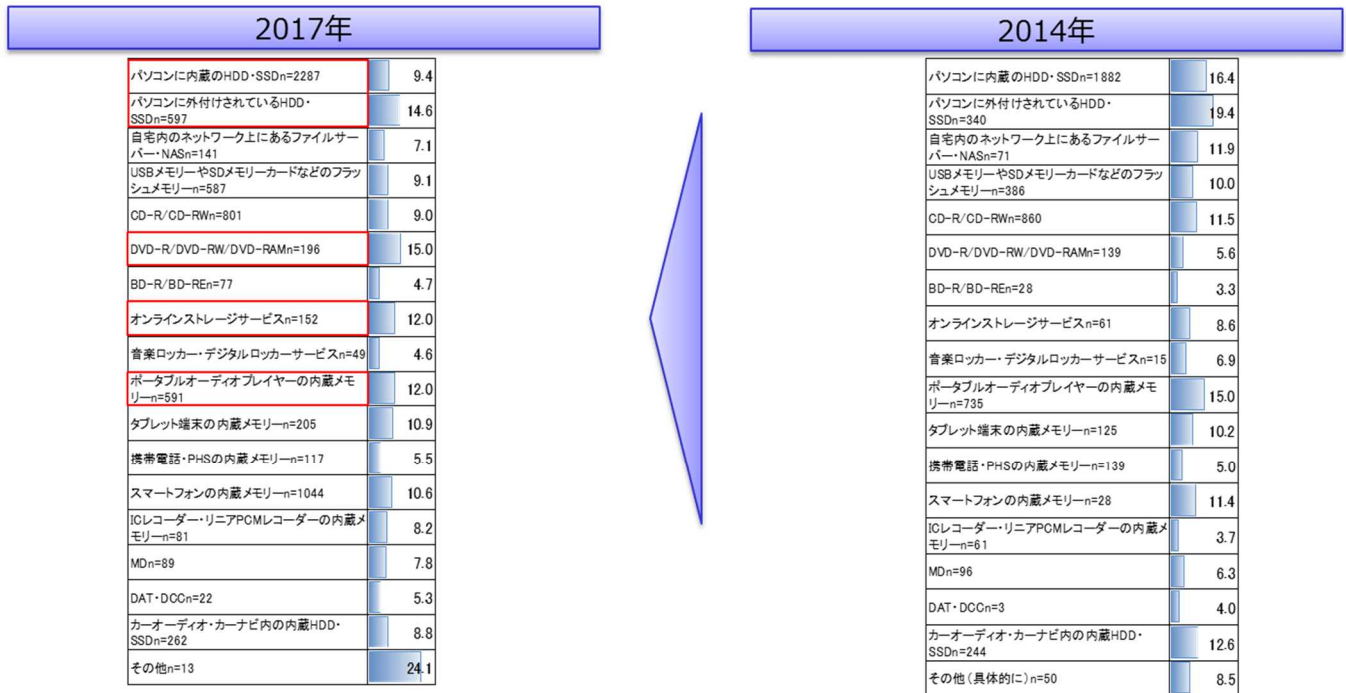
⁶ なお、3年前の調査においては、「自分が借りたレンタル店のCDから」が1位（44.3%）、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」が2位（39.0%）であり、本年度においては、1位及び2位の順位が逆転している。

図表4-2 過去1年間にあなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は、コピー元の音源の曲数でお答えください。(数字記入)



(5) 過去1年間に実際に行った録音等の曲数の総量の変化についてみると、過去1年間に新規に入手した音楽音源を録音等した曲数は、3年前に比べ、録音等を行った各機器・媒体・サービスによって増減は様々である一方、既に自分で入手していた音楽音源については、録音等を行った各機器・媒体・サービスについて、録音等の曲数は、全般的に増加している。録音等の曲数が多いものは、多い順に、「タブレット端末の内蔵メモリー」、「ポータブルオーディオプレーヤーの内蔵メモリー」、「パソコンに外付けされているHDD・SDD」等となっているが、そのうち、「タブレット端末の内蔵メモリー」への録音曲数は、3年前に比べて6倍に増加している。[図表5-1][図表5-2]

図表5-1 過去1年間にあなたが録音, コピー, ダウンロード, アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は, 録音, コピー, ダウンロード, アップロードした先の曲数でお答えください。(過去1年間に新規に入手した音楽音源)(数字記入)

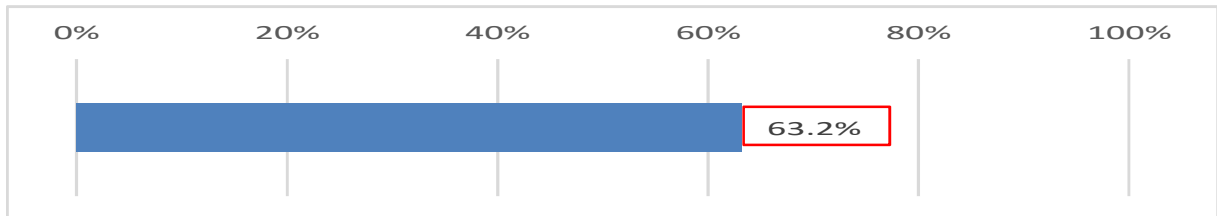


図表5-2 過去1年間にあなたが録音, コピー, ダウンロード, アップロードをした1か月あたりの平均曲数をお答えください。曲数は, 録音, コピー, ダウンロード, アップロードした先の曲数でお答えください。(既に自分で入手していた音楽音源)(数字記入)



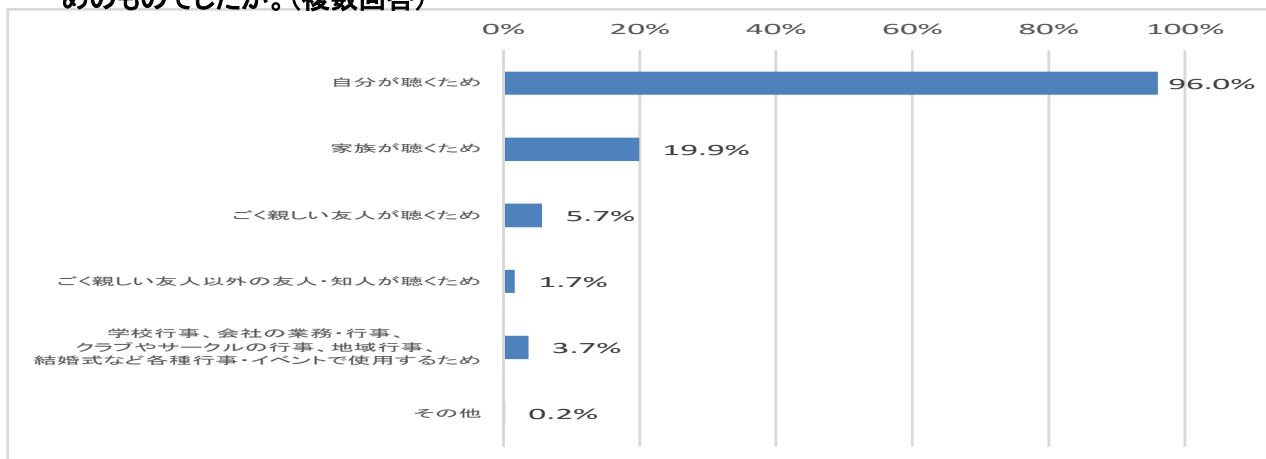
(6) 自分が購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-R やパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存⁷する割合は、過去1年間に録音等を行った者の63.2%であった。[図表6]

図表6 あなたが、自分で購入した音楽の総曲数のうち、同じ楽曲を様々な機器や環境で聴くために、CD-Rやパソコン、スマートフォン、クラウドロッカーサービス等にコピーして保存する曲数の割合をお答えください。(数字記入) n=4001



(7) 過去1年間に音楽データの録音等を行った者について、その目的としては、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがあると回答した者の割合が最も多い(96.0%)。また、過去1年間に、自分自身が聴くために録音等した音楽データを実際に家族や友人にあげたり共有したりした割合は、約2割である⁸。なお、共有に利用する機器・記録媒体等としては、光学メディア(CD系、DVD系、BD系など)(55.2%)やフラッシュメモリー(USBメモリー、SDメモリーカード、コンパクトフラッシュ、メモリースティックなど)(37.9%)が多い。[図表7-1][図表7-2]

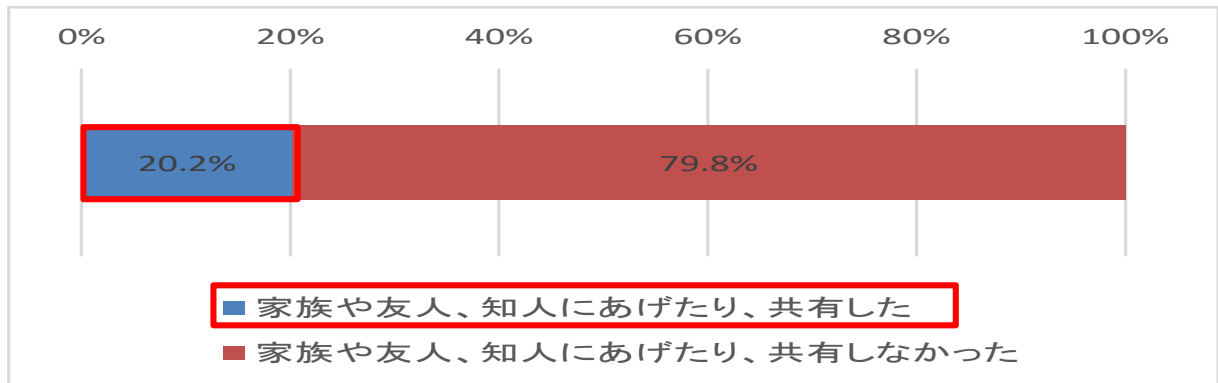
図表7-1 過去1年間に録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データは、誰のため、何のためのものでしたか。(複数回答)



⁷ このような、いわゆるプレイシフトを目的とした私的録音は、私的録音録画補償金制度の創設時から補償の対象として整理されてきたものであること等について、昨年度の本小委員会「審議の経過等について」を参照(参考資料1(13頁))。

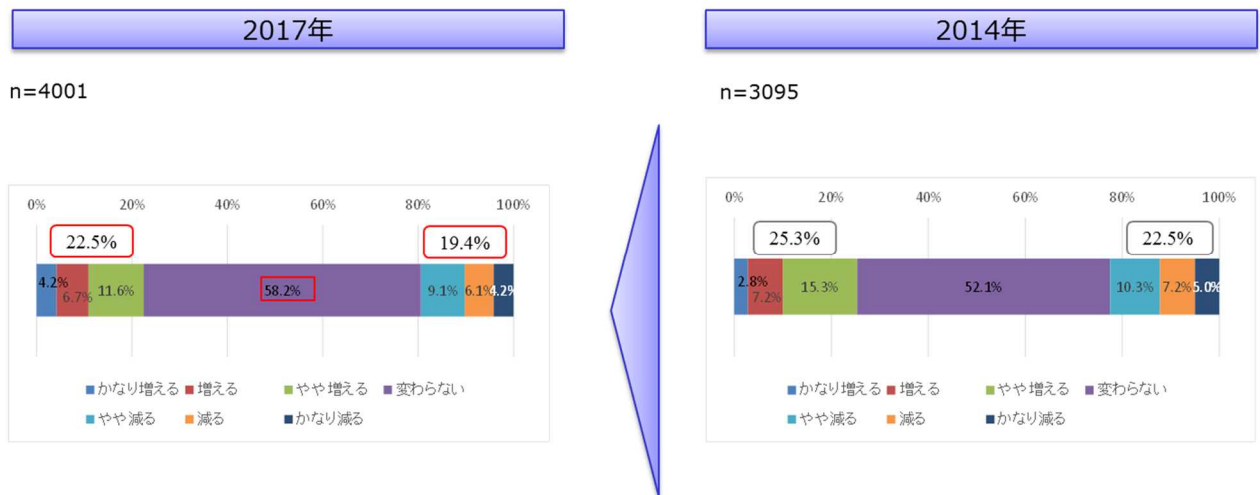
⁸ 共有等の割合は、3年前と比較するとやや減少しており、H26:23.3%→H29:20.2%である。これを、過去1年間に録音等を行っていない者も含めた全体に占める比率に読み替えると、H26:9.3%→H29:8.1%である。

図表7-2 あなたは、過去1年間に、ご自分自身が聴くために、録音、コピー、ダウンロード、アップロードをした音楽データを、家族や友人にあげたり共有したりしましたか。(単一回答) n=4001



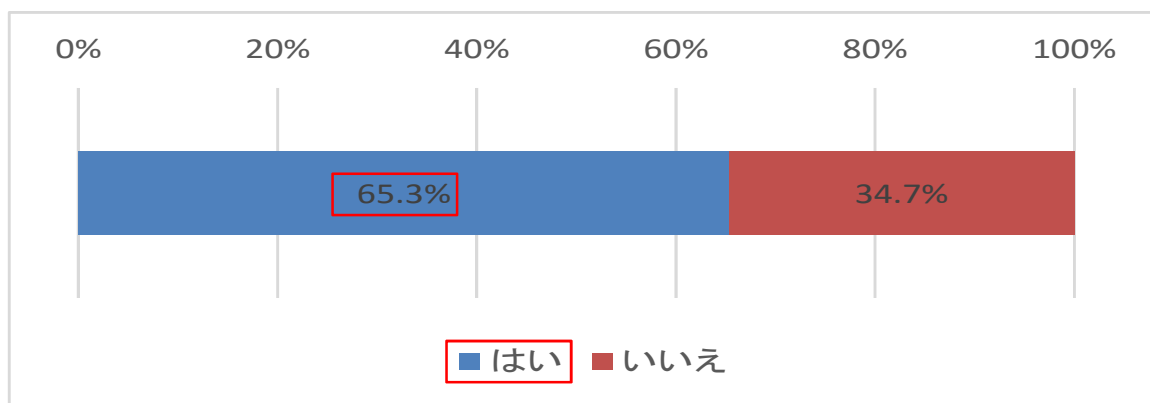
(8) 今から2～3年後の将来において自分自身が録音等を行う曲数について、過去1年間と比較した増減の予想については、「変わらない」とする回答が最も多く、かつ3年前と比較しても増加している(52.1%→58.2%)。その一方で、「かなり増える」「増える」「やや増える」の合計がやや減少し(25.3%→22.5%)、「かなり減る」「減る」「やや減る」の合計もやや減少している(22.5%→19.4%)。[図表8]

図表8 今から2～3年後の将来において、あなたが録音、コピー、ダウンロード、アップロードする曲数は、過去1年間と比べて、増えると思いますか、それとも減ると思いますか。(単一回答)



(9) 私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要と考えるか尋ねたところ、65.3%が「はい」と回答⁹した。なお、「はい」と回答した者に対し、どのような方式で補償金を支払うことが望ましいか尋ねたところ、補償金の支払方式としては、「現在の私的録音録画補償金制度」及び「音楽の価格に上乗せしてお金を支払う仕組み」について肯定的な回答（「大変好ましい」又は「どちらかといえば好ましい」）をした者は、それぞれ63.1%及び54.1%であった。[図表9]

図表9 現在の制度では、政令で指定されたデジタル方式の録音機器や媒体の購入時に一定率の補償金を支払うことによって、私的使用目的に限りデジタル方式で音楽を録音することができます。補償金は著作権を持つ権利者に一定のルールで支払われるものです。あなたは、私的使用目的のデジタル方式の録音に関して、著作権を持つ権利者に補償金を支払うことは必要なことだとお考えですか。（単一回答） n=4001



⁹ 同調査項目については、補償金の支払いを所与の前提とした内容であり、補償金の支払いを必要とする回答を誘導する間になっているのではないかとする意見も出された。もとより、3年前においては同様の項目についての調査は行われていないものの、約10年前に私的録音補償金管理協会が実施した調査（「デジタル録音機器の利用実態に関する調査」（平成18年11月）（以下、「H18調査」という。）において、ほぼ同内容で調査が行われている。それによれば、デジタル録音機器を世帯で保有し、かつデジタル録音機器を利用して録音しているユーザーのうち、補償金を支払うことは必要（「はい」）と回答したのは、全体の46.1%（WEB調査）であり、肯定的な回答は5割に満たなかった。ただし、H18調査では「ポータブル（携帯型）オーディオ、パソコンを私的録音補償金対象にするべきか」という設問の後に当該設問を置いており、具体的な影響をイメージした上での回答が否かという点で異なるので注意が必要であるといった意見や、補償金の支払方式についての設問については、私的録音録画補償金制度及び契約・技術による対価還元手段のそれぞれについて課題があるという意見があることは伝えられておらず、正確な理解の下の回答になっていないのではないかと、といった意見もあった。

3. 対価還元の手段としての選択肢

私的複製に係るクリエイターへの対価還元手段として、著作権法は、私的録音録画補償金制度を用意しているが、同制度については、制度制定時とは録音録画の環境が変わったこともあり、補償金額の減少傾向が進み、制度が有効に機能していないのではないかとの指摘がある。そこで、本小委員会では、クリエイターへの適切な対価還元の手段について、①私的録音録画補償金制度とともに、②契約と技術による対価還元手段、③クリエイター育成基金の三つを選択肢として取り上げ、各手段の強みや課題、留意事項等について検討を進めた。各手段の概要は以下のとおりである。

① 私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度について、私的録音に供されている機器・媒体のうち、現在対象となっていないものについて制度の対象とする等の改善を行う。私的録音に供される機器・媒体に対して補償金を課し、これらの機器・媒体の購入時に補償金を一括で徴収することで、指定管理団体を通じて権利者に分配する¹⁰。

② 契約と技術による対価還元

コンテンツの提供価格に私的録音の対価（補償）を上乗せする等、DRMの状況等を踏まえて価格設定を行う方法。補償金制度のように指定団体を経由した徴収・分配を行うのではなく、コンテンツ提供のために行われる権利処理と同様に、提供されるコンテンツの権利者に直接紐づいて、対価が還元される。

③ クリエーター育成基金

限定的な環境で行われる私的録音という行為を正確に捕捉しそれに対応した対価を正確に還元するということには限界があることから、個々のクリエイターに対価を還元するという発想から離れ、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用する。

¹⁰ 私的録音録画補償金制度は、政令で指定される機器や記録媒体を用いてデジタル方式の録音・録画を行う者は、著作権者等に対して補償金を支払わなければならないとする制度である（30条2項、104条の2～104条の10）。補償金制度の対象となる録音・録画機器及び記録媒体の範囲は、著作権法施行令で定められており、主として録音の用に供するものとして、MDやCDの録音機器等が指定されている。補償金は、製造業者等の協力により、機器及び記録媒体の販売価格に上乗せされて徴収され、文化庁長官が指定した管理団体に支払われる仕組みとなっている。補償金額は、機器については基準価格（卸売価格）の2%（ただし、シングルデッキは1,000円、ダブルデッキは1,500円が上限）、記録媒体については基準価格（卸売価格）の3%であるが、私的録音録画補償金の合計は、平成12年（4,036,256千円）をピークに減少しており、平成27年度は53,584千円である（金額は出荷ベース）。なお、指定管理団体としては、録音については、一般社団法人私的録音補償金管理協会が指定されている。録画については、一般社団法人私的録画補償金管理協会が指定されていたが、平成27年3月31日に解散した（平成27年度の私的録画補償金徴収額は0円）。

Ⅲ 検討結果

私的録音に係る三つの対価還元手段について、それらの関係性も含め、以下のような検討・整理を行った。本年度における検討結果を踏まえながら、引き続き、私的録音に係る対価還元手段について、具体的な制度設計に向けた検討を深めるとともに、私的録画に係る対価還元手段の在り方について検討を行い、対価還元手段の在り方について、方向性を示していくことが必要と考えられる。

1. 対価還元手段に関する基本的考え方

(1) 私的複製と私的録音録画補償金制度

私的録音録画補償金制度は、広範な私的複製を認める現行の30条1項の規定を前提とし、かつ、そのような私的使用を目的とする複製により、デジタル方式の高品質なコピーが容易に大量に作成されることに伴う補償を権利者に行うため、平成4年に導入された制度である。このため、私的複製に係る対価還元手段については、このような広範な私的複製の範囲を維持することを前提とした上で検討を進めるべきである。著作権は準物権的な権利であり、30条1項の権利制限は物権的な側面に関わるものであることを踏まえ、対価還元手段については、どのようにしたら実効性のある（現に権利者にリターンのある）公平で現実的な解決策となるか、各手段の組合せも含め、総合的に探っていくべきである。

私的録音・録画行為は家庭内等で行われるものであるが、ユーザーの個々の録音・録画行為を捉えることは、実際上も困難であり、さらに、権利者が個別にユーザーに報酬を請求することは、徴収のための組織や仕組みにかかる社会的コストやその実効性などの点からも困難である。私的録音録画補償金制度は、このような理解のもとで導入された制度であり、逆に言えば、技術の進展等を踏まえ、契約と技術による対価還元手段によりユーザーの個々の録音・録画行為を直接捕捉できるようになるのであれば、有効な代替手段として、その範囲においては、私的録音録画補償金制度は不要になると言える。ただし、そのような契約と技術による対価還元手段の範囲に関し、ユーザーは、私的領域の録音全てについて個別課金の実現されることを望んでいるわけではないとの意見も示された。

昨年度の本小委員会「審議の経過等について」において整理・確認したとおり、利用者が音楽コンテンツを入手する主な流通形態としては、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信、ストリーミング型音楽配信及びパッケージレンタルの四つがあり、特に、複製を伴うダウンロード型音楽配信において、多くの配信事業者は、1課金につき複数台のデバイスでダウンロードが行えるサービス（マルチデバイス・ダウンロード）を提供している。もとより、この場合の複製の対価は契約に含まれているところであるが、マルチデバイス・ダウンロードに係る権利者から配信事業者に対する許諾の範囲は、事業者の行う複製、公衆送信、及び利用者が楽曲をダウンロードする際に生じる複製までであって、ダウンロード後に生じる

利用者の私的録音は、30条1項の私的複製に該当するものとして、契約には含まれていない¹¹。

(2) 私的複製の実態

私的複製に係る権利者への補償の必要性については、著作権が準物権的な権利であり、その権利制限によって、私的複製による法的不利益が権利者に生じている一方、実際にどの程度、その不利益について補償すべきかについては、多様な意見がありうるところである。30条1項の私的複製についても、特に音楽配信の分野においては、定額聴き放題の音楽配信サービス等を利用する者が増加している中で、コピーを行う行為自体少なくなっており、私的複製の量は減ってきているのではないかとの意見も出された。また、音楽CDの売り上げについても、ランキング上位のもの多くは特典付きであって、音楽CDからの録音等は減少しているとの意見もあった。そこで、現在の私的録音録画補償金制度が対象としているデジタル方式の私的複製について、その量はどのように変化しているのか、また、その増減は今後どのようになっていくと考えられるのかといったことが注目される。

この点、現時点の録音等の状況については、実態調査の結果を重く受け止めるべきとの意見が出された。平成29年度私的録音実態調査によれば、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者の割合は40%であり、この割合は、同様の調査結果が確認できる平成18年以降、変化はない。一方、そのような録音等に使用される機器としては、約10年前には主流をなしていたMD録音機能付きミニコンボ等¹²は減少し、現在は、前述のとおり、パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）及びスマートフォン（iOS、Androidなど）が多く、また、ポータブルオーディオプレーヤーもそれに次いで多い状況である。なお、これらの機器等は、現行制度の下では、私的録音録画補償金の対象とされておらず、これまでも、その追加指定の是非等について、文化審議会著作権分科会において検討を行ってきたが、具体的な結論を得られない状況が続いてきた¹³。

¹¹ この考え方の整理に対し、30条1項の私的複製の対象外と考えられる複製としては、配信由来の複製は有料・無料を問わず許諾複製として対象外ではないかとする意見もあった。

¹² 平成18年に私的録音補償金管理協会が実施した調査（「私的録音に関する実態調査」（平成18年3月））によれば、家庭内で保有されているデジタル録音専用機器のうち、保有割合が最も高かったのは、「MD録音機能付きミニコンボ・ラジカセ」（49.4%）であった。

¹³ 私的録音録画補償金制度については、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（2003（平成15）年7月8日）において、「音楽CD複製機能を備えたパソコンや、技術的保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、関係者間で、より実態に応じた制度への見直しを目指し協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ同制度の改正を行う。」とされ、その後、文化審議会著作権分科会において、ハードディスク内蔵型録音録画機器等の追加指定や、汎用機器・記録媒体の取扱いに関して、「実態を踏まえて検討する」とする課題整理を行うとともに（平成17年1月「著作権法に関する今後の検討課題」）、翌年、私的録音録画補償金制度をめぐる諸課題について整理（平成18年1月「文化審議会著作権分科会報告書」）を行った上で、平成18年度から3年間、私的録音録画小委員会において法的検討が行われた。ただし、その際には、私的

過去1年間に録音等を行った音源は、多様ではあるが、中でも、「自分が過去1年間に新規に購入した市販のCDから」及び「自分が借りたレンタル店のCDから」録音等を行ったとするものが多く、上位2位を占めている点は、3年前と変化はない。さらに、録音等の目的別の状況をみると、「自分が聴くため」に録音等を行ったことがある者の割合が最も多い一方、録音等を行った者のうち約2割の者（録音等を行わなかった者も含めれば全体の1割弱の者）は、過去1年間に、自分自身が聞くために録音等した音楽データを家族や友人にあげたり共有したりしているといった状況も見られる。

録音等の曲数の実態については、本年度の調査結果によれば、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音、コピー、ダウンロード、アップロードを行ったことがある者による録音等の対象曲数は、3年前に比べて減少している。その中であって、有料の音楽配信サービスからのダウンロードについて、増加が見られることから、このことを捉えて、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、私的複製の量は、補償を必要としない程度まで減少したと言えるのではないかとする意見があった。

他方、実際に行われた録音等の曲数に着目すると、本年度の調査結果によれば、新規に入手した音楽音源の録音等曲数は、3年前に比べ、録音等を行った機器等ごとに増減は様々である一方¹⁴、既に自分で入手していた音楽音源については、各機器等の録音等の曲数は、全般的に増加している¹⁵。また、そもそも、私的複製に伴う補償の必要性について検討する際には、直近3年間の変化のみならず、それ以前の状況からの変化についても注目することが必要と考えられるとともに、今後の見通し等も踏まえる必要がある。

本年度の私的録音実態調査結果は、過去3年前との対比に止まるものであるが、現行の私的録音録画補償金制度の見直しの検討が開始された約10年前の調査結果との対比でみれば、ポータブルオーディオやパソコンへの保存曲数は増加している¹⁶。もとより、これらの

録音録画補償金制度の見直し等について、具体的な結論は得られなかった。

¹⁴ パソコン内蔵のHDD・SSD等への録音等の曲数は減少している一方、DVDやオンラインストレージサービス等への録音等の曲数は増加している（前述Ⅱ2（5）[図表5-1]参照）。

¹⁵ 3年前に比べて録音等曲数について2倍以上の増加が見られ、かつ、録音等曲数が多い録音先としては、「タブレット端末の内蔵メモリー」（40.5曲）、「ポータブルオーディオプレーヤーの内蔵メモリー」（31.9曲）、「USBメモリーやSDメモリーカードなどのフラッシュメモリー」（24.9曲）、「オンラインストレージサービス」（24.5曲）、「携帯電話・PHSの内蔵メモリー」（22.7曲）が挙げられる（括弧内はいずれも、1か月あたりの録音等の平均曲数）（前述Ⅱ2（5）[図表5-2]参照）。

¹⁶ 約10年前の調査結果（H18調査）との対比でみれば、デジタル録音機器・記録媒体に録音を行った者によるポータブルオーディオへの保存総曲数は約1.2倍（H18:WEB調査で595,147.8曲・郵送調査で120,958.2曲（合計716,106曲（4,005人））→H29:880,200曲（4,000人））、パソコンへの保存曲数は約1.86倍（H18:WEB調査で1,304,267.4曲・郵送調査で218,446曲（合計1,522,713.4曲（4,005人））→H29:2,826,677曲（4,000人））（パソコン内蔵のHDD・SSDへの保存曲数とパソコンに外付けされているHDD・SSDへの保存曲数の合計）に増加している（他方、MD及びCD-R/RWについては、H18調査との対比でみれば、過去1年間における録音曲数は減少しているが（MD:約0.17倍（H29:2,9071.2曲）、CD-R/RW:約0.75倍（H29:193,788曲））、MD・CD-R/RW・ポータブルオーディオ・パソコンにおける録音・保存の総曲数を比較すると、約1.47倍の増加（H18:2,669,142.3曲→H29:3,929,736.2曲）となっている。なお、過去1年間にデジタル録音機器・記録媒体に録音した者の割合は、H18調査ではWEB調査で10割及び郵送調

曲数の中には、30条1項の私的複製の対象外と考えられる複製も含まれるとする指摘がなされる一方、対象外と考えられるそれらの曲数の全体量は、必ずしも明らかではない¹⁷。

したがって、これまで明らかになった録音等の実態を踏まえれば、現時点において、補償の必要がない程度まで私的複製の量が減少しているものではなく、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言えないとする意見があった。

今後の見通し等については、本年度の調査結果によれば、今から2～3年後の将来における録音等の曲数について、「変わらない」とする回答が増加しているとともに(58.2%)、「増える」(「かなり増える」「やや増える」を含む。)及び「減る」(「かなり減る」及び「やや減る」を含む。)と回答した者は、3年前に比べて、共に減少している。この結果について、主観的なものに過ぎないとの意見もある一方、現にデジタル方式の録音を実施した者自身による回答であり、また、過去1年間に実際に行われた録音等の曲数の総量は、この3年間で増加していることを踏まえれば、また、少なくとも、現時点で客観的に将来の私的複製動向を正確に予測することは困難と考えられることから、近い将来のうちに私的録音の全体の量が確実に更に減少していくといった主張は、広い支持は得られなかった¹⁸。

査で8割であったが、これはデジタル録音機器を世帯で保有している者が対象の調査であり、デジタル録音機器の保有状況を問わない録音状況についてみれば、約10年前と現在とで変化はなく、いずれも4割である(私的録音補償金管理協会「私的録音に関する実態調査」(平成18年3月))。また、これらの機器等以外についても、H29調査によれば、自宅内のネットワーク上にあるファイルサーバー・NASを始めとして、その他の機器・記録媒体によっても、録音等が行われている実態が見られる(前述Ⅱ2(5)[図表5-1][図表5-2]参照)。

¹⁷ 私的複製の量に関する過去との比較については、この他にも、アナログも含めた私的録音の総体について、年間の「私的録音回数」の推移に着目すれば、私的録音録画補償金制度創設当時を10割とすると、現在は約6割まで低下している、とする試算の紹介もあった(なお、同試算では、「有料の音楽配信サービスから」、「ネット上で無料で視聴できる動画投稿・配信サイトやその他のサイトから」及び「スマートフォン用のアプリを使って入手できる無料の音楽データから」の3項目について、集計対象から除外されている)。ただし、同試算については、録音回数の推移であるため、少ない回数により多くの録音が行われる場合があること等、必ずしも、実際の録音曲数の総体を的確に示すとはいえないものであることについて確認があったほか、現行の私的録音録画補償金制度では対象としていないアナログ方式の私的録音を含めた試算であり、かつ、デジタル方式の録音回数の総数は増加していること(平成3年調査：0割→平成29年調査：6割)、また、デジタル方式の録音については、アナログ方式と異なり、高品質の複製物が容易に大量に作成されうるとの特性を踏まえた評価も必要と考えられること、にも留意が必要である。

¹⁸ 本委員会においては、逆に、私的録音録画が増加しうる技術の進展として、無料でストリーミング配信されているコンテンツであっても、画面収録をすることができるスマートフォンの機能も登場しているとの紹介もあった。

(3) 対価還元手段の検討の方向性

もとより、現在、私的複製として行われている複製の領域についても、今後、契約と技術による対価還元手段等により適切に対応できる領域が増えていくのであれば、それは、私的録音録画補償金制度制定当初には成し得なかった解決手段を提供するものとなる。特に、音楽配信においては、契約と技術による対価還元手段が有効に機能する部分が多いのではないかとの意見があり、Google Play Music「ファミリーライブラリ」サービス（Google Playストアで購入した映画等の家族間共有を可能とするサービス）等についての紹介もあった。

もつとも、これらの技術の進展等により、現時点において補償を検討すべき「私的複製」が無くなっているものではなく、有効な対価還元モデルの存在が具体的に共有されている状況では必ずしもない。契約により許諾される複製の全体量が増加していくのであれば、30条1項の「私的複製」の範囲は狭くなっていくことになるが、そのことにより、権利者に対する補償が不要であると言える程度まで狭くなっていくことになるのかは、契約と技術による対価還元モデルの今後の構築状況次第であるとも言える。しかし、少なくとも、現時点においては、その実現可能性や範囲は明確ではない。今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

なお、対価還元手段の在り方について、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、本年度の実態調査により直近3年間で私的録音の総体が大きく減少していることが明らかになったとし、また、広範な私的複製のうち、権利者が損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、「現在の私的録音の実態や今後予測される推移を考慮すると、制度として維持することの社会的意義を正当化するのは困難と言えます。また、実態調査の結果からは、少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはないものと考えます。」との意見が出された。他方、前述のとおり、デジタル方式による多様な私的録音の実態が確認される一方で、現行の私的録音録画補償金制度では私的複製の実態が適切に反映されていないために制度が機能していないとして、「権利者の得べかりし利益は日々累積されている状況にある。」との意見も出された。

ただし、いずれの見解も、私的録音の実態を踏まえるべきであるとする点では一致しており、クリエイターに対する対価還元手段の検討に当たっては、私的複製の実態を踏まえた対応の検討が求められる。この点、私的録音録画補償金制度について、制度の廃止・凍結を求める立場からは、前述のとおり、「少なくとも制度の拡張を検討することができる現状にはない」との意見が出されたが、私的録音録画補償金制度は、長年検討が進められてきた課題であるところ、クリエイターへの対価還元手段の在り方については、私的録音録画補償金制度に代わりうる対価還元手段がない範囲においては、私的複製の実態が有り、かつ、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言い難いことを踏まえれば、そのような代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、私的録音録画補償金制度により対価還元を模索することが現実的であるとする意見が多かった。もとより、これは、私的録音録画補償金制度について「拡張」という性格の見直しではなく、私的複製の実態を踏まえ、複製の実態に沿った柔軟なスキームにするなどの工夫を講じ

ようとするものであり、複製の実態について様々な意見があることも踏まえて、それらの実態¹⁹が適切に対象機器・記録媒体や補償金額の決定に反映されることが必要と考えられる。

なお、対価還元手段の在り方については、契約と技術による対価還元モデルの構築状況や、私的録音をめぐる技術の進展の状況等を踏まえつつ、今後も適時に検証を行い、必要な手当てを講じていくことが必要である。

¹⁹ 本年度実態調査によれば、例えば、「パソコン（CD、DVD、Blu-rayなどの光学メディアドライブつき）」や「スマートフォン（iOS、Androidなど）」が録音等に使用されている実態が示されているが、仮に、今後これらの機器等を私的録音録画補償金制度の対象機器に含めるか否かを検討する際には、配信からの録音なども併せての利用頻度であること、②汎用機器は私的録音以外での利用が支配的であることを考慮する必要がある、との意見も示された。

2. 契約と技術による対価還元手段について

(1) 基本的考え方

私的録音録画補償金制度は、家庭内等で行われる個別の私的録音・録画行為の捕捉及び徴収等が一般に困難であるといった事情を踏まえて導入されている制度であることから、仮に、そのような個別の利用行為の捕捉及び徴収等が実効的に可能となる手段があるのであれば、その範囲内においては、当該手段により代替されうるものとなる。

契約と技術による対価還元手段は、そのような代替手段として特に念頭に置かれ、これまでの議論においても取り上げられてきた。特に音楽配信サービスにおいてはコピー制御技術の向上と直接課金の実現が増えてきているのではないかとする意見も多く見られたところである。

(2) 契約と技術による対価還元手段と私的複製の範囲

契約と技術による対価還元手段と、30条1項の私的複製の範囲の関係については、次のように整理することができる。すなわち、30条1項は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（「私的使用」）を目的とする場合に、複製権が制限されているが、契約自由の原則を踏まえれば、私的使用を目的とする複製のうち、契約により複製が許諾されているものがある場合には、その複製は、30条1項により権利制限の対象となっている「私的複製」ではない。このような観点も踏まえ、昨年度の本小委員会「審議の経過等について」では、マルチデバイス・ダウンロードについて、契約において許諾の対象となっている複製は、30条1項の私的複製には該当しない複製として整理したところである²⁰。逆に言えば、契約における許諾の対象として含まれていない私的複製については、30条1項の「私的複製」として残ることになる。

私的複製の範囲は、契約と技術による対価還元手段で対応できる領域の範囲にも影響されうるが、そのような契約と技術による定型的な対価還元手段の今後の広がりについては、将来期待される面も大きい一方で、現時点においてその可能性や程度は必ずしも明確ではないことにも、留意する必要がある。

²⁰ なお、この整理により、私的録音録画補償金制度について課題の一つとして指摘されるオーバーライド契約に基づく私的録音録画の対価と補償金の二重取りの懸念については、解消されたとの指摘があった。ただし、契約等に基づく録音録画のみしか行わない利用者から機器等の購入により補償金を徴収することは依然として二重取りの課題は残るのではないかとする指摘もあった。

(3) 契約と技術による対価還元手段の課題

契約と技術による対価還元手段に係る課題として、主に以下の指摘があった。

- ・ 一律の対価上乘せ等は、私的録音の可能性のないユーザーにも負担を課すことになり、公平性を欠くと考えられること
- ・ 契約と技術による対価還元手段が馴染まない領域もあると考えられ、特に、図書館貸出 CD や友人から借りた CD、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツ等を想定した際には、契約による対価回収は困難であること
- ・ 契約と技術のビジネスモデルは、サービスモデルであるため、特に汎用機器の場合には、当該機器を使用した複製については、必ずしも当該サービスモデルに捉われない複製がありうること

契約と技術による対価還元手段の妥当性について検討する際には、これらの課題との関係整理も必要となる。

(4) 契約と技術による対価還元手段の妥当性について

①価格設定の在り方と対価還元手段としての実効性について

契約と技術による対価還元手段において、どのように価格設定をなしうるのか等をめぐり、意見が分かれた。

この点、価格設定の方法については、適切な対価還元はビジネスモデルによって担保されるべきであるとともに、価格は市場において決定されていくものであって、市場価格が適正価格と言えるのではないかとの意見が出された。他方、例えば、アメリカ合衆国においては、配信サービスの興隆の中でクリエイターに適切に対価還元がなされていないとの指摘²¹があり、契約モデルは実効的な対価還元手段足りうるのかといった意見も出された。

このように、契約と技術による対価還元手段が、実効的な対価還元手段としておよそ適切に機能しうるのかについては、現時点において必ずしも意見の一致を見てはいない。しかし、いずれにしても、ビジネスモデルは関係当事者間で構築すべき事柄であり、その在り方は多様でありうること、また、少なくとも当事者間で合意される範囲においては、契約と技術による対価還元手段も有効な手段でありうると思われる。

このほか、価格設定については、契約と技術による対価還元手段として、対価相当額を契約金額に上乘せ又は含めるなどしていく場合には、私的録音の可能性のないユーザー

²¹ 音楽録音物等の使用許諾の枠組みに関し、音楽のクリエイターに対する公正な補償の観点からの見直しの必要性について、アメリカ合衆国著作権局による報告書が公表されているとの紹介があった（United States Copyright Office “Copyright and the Music Marketplace”（2015年2月）参照）。

にも負担を課すこととなり、公平性を欠くのではないかとする問題が提起された。しかし、これに対しては、私的録音録画補償金制度においても、仮に、今後、汎用機器を広く対象とした場合には、同様の課題があるのではないかとの意見も出されたところである。このことを踏まえると、一律の対価上乘せ等に関する課題については、私的録音録画補償金制度及び契約と技術による対価還元手段の共通の課題であるとも言える。

もっとも、いずれの手段の場合も、補償金又は上乘せ等の価格は、私的録音を行いうる機会の提供対価として捉えることが可能とも考えられるとともに、契約と技術による対価還元手段については、ユーザーの需要に合わせた多様なメニューが提示されるのであれば、柔軟に対応しうるほか、私的録音録画補償金制度については、私的録音を行わなかった場合の補償金返還制度が用意されており、また、補償金額について私的録音の実態を踏まえて柔軟に設定する仕組みを導入することにより、このような課題はより低減しうる余地があるとも考えられる。

②「音楽配信サービス以外」の領域における契約・技術手段の可能性について

本小委員会においては、契約と技術による対価還元手段については、音楽配信サービスの領域において馴染みやすいのではないかとする意見が出た一方、それ以外の領域について、例えば、図書館貸出CDや友人から借りたCD、テレビ・ラジオ放送等の無料で提供されるコンテンツ等を想定した際には、契約による対価回収は困難ではないかとの指摘もなされたところである。

これに対しては、その解決策として、著作権等管理事業者による使用料規程の活用により、複製を考慮した対価設定を行うことができるのではないかと、また、現にインタラクティブ配信に関しては、使用料規程において複製を考慮した対価設定が実施されているとの意見も出されたが、当該使用料規程の著作権等管理事業者においては、配信事業者のニーズを踏まえて、再生可能期間の長短等により使用料に差を設けている限りのものであり、同規程が予定している以上の複製は許諾の対象とはなっていない旨の説明があった。また、使用料規程による対応は、著作権等管理事業者に権利を委託している権利者のみ対価還元が得られることになる点で限界があるとも考えられる。

このように、契約と技術による対価還元手段が、音楽配信サービス以外の領域においても対価還元手段として有効に機能しうるかについては、明確にはなっていないところであり、いずれにしても、契約と技術による対価還元手段が馴染みやすい領域とそうではない領域がありうる事が確認された。

③「汎用機器」との関係

契約と技術による対価還元手段については、契約と技術によるビジネスモデルが有効に機能する領域があるとしても、特に、パソコン等の汎用機器を使って複製を行う場合に

は、当該モデルによってカバーされうる複製は、その汎用機器を使用して行う複製のうち一部に限られるのであり、当該機器を用いて行う他の私的複製については、カバーされ得ないはずであるとする問題も提起された²²。

確かに、契約と技術によるビジネスモデルは、このような限界を有するものでありうる反面、契約と技術によるビジネスモデルが妥当する領域が仮に今後広がっていくことになれば、私的複製の領域は狭まっていくという関係性も見られうるものでもある。

このように、この指摘は、将来における契約と技術による対価還元ビジネスモデルの構築状況との関係如何によるところが大きい論点であり、補償すべき程度を検討する際に留意すべき問題である。

(5) 実効的な契約と技術の対価還元手段の実現に向けて

人々の音楽の楽しみ方の変化や技術の進展等の中で、特に音楽配信サービスに関しては、インターネット上におけるコンテンツの利用状況が捕捉可能な技術も実用化され始めている。また、その技術や契約モデルの在り方についても、利用者のニーズを踏まえて、今後とも変化し、多様化していくと考えられる。このような中、今後、音楽配信サービスを中心に、契約と技術による対価還元手段が有効に機能しうる場面が増えていくことも考えられるところである。

今後、実効性ある契約と技術による対価還元モデルが構築され、どのように有効に機能しうるのか、推移を見守っていくことが重要である。

²² なお、私的録音録画補償金制度の廃止・凍結を求める立場からは、私的録音の総体は大きく減少し、かつ、権利者が損失を蒙りうるのは、友人・知人への共有に限られるという考え方を前提として、ほとんどが自分のための録音であり、そもそも不当な損失は生じておらず、改めて補償措置を検討する必要はないから、このような指摘は当たらないとする意見も出された。

3. クリエーター育成基金について

(1) 基本的考え方

クリエイター育成基金は、既存の対価還元手段である私的録音録画補償金制度や、契約と技術による対価還元手段では限界があると判断される場合に、個々の権利者への対価還元ということから離れて、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に充てようとする考え方である。すなわち、将来のクリエイターへの対価還元という形に発想の転換を図ろうとするものであり、質の高い日本のコンテンツを継続的に生み出すための土壌整備という観点から、健全なクリエイターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、権利者、事業者、利用者（ユーザー）によって日本コンテンツの国際競争力を向上させるべきとの考え方によるものである。

(2) 第三の対価還元手段としての意義と課題

私的録音録画補償金制度については、利用実態に応じた権利者への正確な分配が困難であるとの課題があるが、それであれば、クリエイターの育成等に対価を充てることが、より利用者（ユーザー）の意に合うのではないかと意見も出された。また、現状において、一般に、クリエイターの多くは権利者意識が希薄であるという課題があり、クリエイター育成基金は、クリエイターの権利者意識を醸成し、知の創造サイクルを生み出していくものとして歓迎されるべきであるとの意見も出されたところである。

他方、新たにクリエイター育成基金を造成する際には、財源の確保が課題となる。この点、権利者、事業者、利用者（ユーザー）の三者の合意のもとに、広く国民・事業者等から一定の基金を集めること、また、税制の優遇措置や特定目的税という方法も考えられるのではないかとする意見もあったが、具体的な方法論について、それ以上の議論は行われなかった。

また、基金を造成した場合、当該基金の分配については、私的録音による権利者に対する不利益が根拠となるが、徴収した対価を文化振興・クリエイター育成目的に支出することの理由についてどのように整理できるのかといったことや、さらに、支出先をどのように決定していくのかといったことなど、同趣旨を実現していく場合には検討すべき課題が多く残されている。

(3) クリエーター育成基金が目指す目的の実現に向けて

クリエイター育成基金を実効性ある形としていくための具体的な姿については、現時点では合意形成にまで至っていないが、その目指す方向性については、一定の共有認識が得られたところである。

そこで、クリエイター育成基金の趣旨を生かす方策として、私的録音録画補償金制度との関係性が注目された。すなわち、私的録音録画補償金制度においては、正確な分配に限界があることを踏まえ、共通目的事業が設定されており、著作権の普及啓発及び著作物の創作の振興等について、補償金の一部を支出することとしている。クリエイター育成基金の提案の趣旨は、このような私的録音録画補償金制度の共通目的事業において生かす形で改善を図っていくことも適切であり、権利者への分配を確保しつつ、共通目的事業をクリエイター育成基金の精神に合致させるものとして、国民全体の文化振興に寄与していくものとして捉えていくことも考えられる。

4. 私的録音録画補償金制度について

(1) 基本的考え方

私的録音録画補償金制度は、私的複製に関する広範な権利制限（30条1項）と、権利制限に伴う権利者への不利益の補償の均衡を実現した制度である。ユーザーの個々の録音・録画行為を捉えることが困難であること等を踏まえて構築された包括的な制度であるため、このことの裏面として、制度に内在する課題等が指摘されている。

他に実効的な対価還元手段がなく、対価還元手段として私的録音録画補償金制度を維持すべき領域については、少なくとも、当面の対応として、これらの課題の改善に向けて必要な見直しを行う必要がある。

(2) 私的録音録画補償金制度に係る課題

ドイツ・フランスをはじめとする欧州諸国の多くの国においては、私的複製に係る補償金制度が導入されており、また、2001年のEU情報社会指令²³もあり、私的録音・録画の専用機器・記録媒体（機器・記録媒体一体型の録音専用機器等を含む。）のみならず、パソコン、タブレット、スマートフォン等の、いわゆる汎用機器についても対象とする傾向が見られる。他方、世界の補償金制度の導入状況について見れば、補償金制度を導入していない国の方が圧倒的に多いとの紹介もあった。ただし、補償金制度を導入していないそれらの国において、我が国のように、私的録音録画補償金の前提となる広範な私的複製に係る権利制限規定が設けられているのかは定かではなく²⁴、また、私的複製に係る権利者に対する実効的な対価還元手段がどのように講じられているのかについては、確認ができなかった。

また、補償金を積極的に導入している国であっても、補償金制度に関して多くの訴訟が提起され、中には、消費者団体が原告となっている訴訟もあり、制度に対する納得感が欠けているのではないかとする意見が示された。もっとも、これらに対しては、それらの訴訟の殆どは製造業者・輸入業者を当事者とするものであり、例えば、指摘のあったフランスにお

²³ EU情報社会指令（2001年5月採択）（抄）

第5条 加盟国は、次の場合に、第2条に規定する複製権に例外又は制限を規定することができる。

1～2 (a) (略)

2 (b) 第6条に掲げる著作物その他の目的物に対する技術的手段の適用又は不適用を勧告して権利者が公正な補償を受けることを条件として、私的使用のために、及び直接にも間接にも商業的ではない目的のために、自然人により行われるいずれかの媒体への複製に関する場合

²⁴ 私的複製に係る補償金制度を導入していない国のうち、中国及び韓国は、私的利用のための複製に関する権利制限規定の存在が確認できる。他方、例えば、英国においては、「タイムシフト」を目的とする録音・録画は私的及び家庭内に限って複製することができるとする英国著作権法第70条以外に、娯楽目的での録音録画を容認する規定は見当たらない。ただし、2014年10月に施行された改正英国著作権法により、限定的な範囲で私的複製を認める権利制限規定が一旦創設されたが、権利者のための補償制度を伴わないものであったところ、2015年7月、英国高等法院が同改正法を廃棄すべき旨を判示し、同年12月に同改正法は廃棄された。

ける訴訟については、同国の法制下においては私的複製の対象にはならないはずの違法な複製元からの複製や、業務上の目的で取得されたものについても課金対象とされたことが問題になった事例（個別の機器・記録媒体の対象範囲や金額等に係る争い）が含まれていると考えられ、補償金制度自体に対する納得感が欠けているということとは異なるのではないかと指摘もあった。

以上のほか、私的録音録画補償金制度については、主に以下のような課題が指摘されてきた。

- ・複製を行う者の正確な捕捉、対象機器・記録媒体の正確な捕捉及び分配を受ける者の正確な捕捉の困難性があること、また、配信事業においては課金と補償金の二重取りの可能性があること
- ・運用上の課題として、制度に対する利用者の認知度が低いこと、返還制度が十分機能していないこと、共通目的事業の内容が十分知られていないこと
- ・著作権保護技術等の進展により私的録音録画の実態が捕捉可能となるとの意見があるところから、機器等の購入時にすべての購入者が補償金を支払わなければならないという現行制度（一括支払方式）を正当化する根拠が失われつつあること 等

契約と技術による対価還元手段等との関係も踏まえつつ、私的録音録画補償金制度の意義が引き続き認められる領域については、指摘されている課題について、必要かつ適切な改善を講じていくことは重要と考えられる。本小委員会では、特に、対象機器・媒体の範囲や定め方、協力義務の考え方及び分配・支出の在り方等について、検討を行った。

(3) 対象機器・記録媒体について

①対象機器・記録媒体の範囲

現在、私的録音録画補償金制度の対象は、一部の専用機器・記録媒体に限定されており、私的録音に実際に使用されていることが確認された機器・記録媒体一体型の録音専用機器や、汎用機器（パソコン、スマートフォン等）等は対象とされていない。

この点について、汎用機器を補償金の対象とすることは、その機器で私的複製（私的録音）を行わない者にまで補償金を課すこととなり、納得感が得られにくいとする意見が出されたが、同様の指摘は、契約と技術による対価還元手段についても、対価相当額を契約金額に含めるなどしていく場合には、私的録音の可能性のないユーザーにも負担を強いることになり、公平性を欠くのではないかと意見もあったことは、前述のとおりである。

他方、「専用」か「汎用」かという硬直的な区分は不適切であり、私的複製の実態に着目すべきだとする意見も出された。すなわち、実際に私的複製（私的録音）の用に供されている機器等については、権利者に対する対価還元を検討する必要性が高いところであ

り、そのような機器等については全て、一旦俎上に載せた上で、使用実態を踏まえて評価を加えていくというプロセスを組み込んだ制度とすることが公平に適うとするものである。

もつとも、この考え方による場合であっても、現在指定されている機器・記録媒体以外の機器・記録媒体について、実際に何を対象としていくべきか、及び、その補償金額の水準をどのようにすべきかについては、私的複製の実態とともに、契約と技術による対価還元モデルの構築状況等も勘案しつつ、決定することが適切と考えられる。

対象機器・記録媒体の範囲について見直しを行う際には、このような形で、すなわち、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行うことが望まれる。

② 対象機器・記録媒体の決定方法

現行制度上、その購入において補償金の支払義務が発生する対象機器・記録媒体については、政令で定めることとしており、著作権法施行令において、技術仕様に着目した規定により、録音・録画専用機器及び記録媒体について、個別に指定されている（同施行令1条及び1条の2）。

このような政令指定の在り方は、法的安定性及び対象機器等の特定の明確性の点で優れていると言えるが、その一方で、技術の実態や私的録音の実態が反映されにくいとの指摘もある。

前述のとおり、対象機器・記録媒体の範囲の決定に当たり、私的複製の実態を踏まえた柔軟な運用を可能とする方向での見直しを行う際には、現行制度の政令指定方式について、抽象度を高めた規定内容とすることも考えられる。

（４）補償金額の決定

現行制度上、補償金額については、指定管理団体が、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴いた上で、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受ける必要がある。また、文化庁長官は、認可申請のあった補償金額案について、文化審議会（著作権分科会使用料部会）の審議を経て認可することとなっている（104条の6）。

このような現行制度における補償金の決定手続について、これまで大きな問題点は指摘されていないが、音楽産業の動向や著作権保護技術の進展、利用者による音楽視聴環境等の変化を踏まえた私的複製の実態が、補償金額に適切に反映される仕組みも必要と考えられる。とりわけ、対象機器・記録媒体ごとに、私的複製に供される度合いも異なると考えられることから、対象とする機器・記録媒体の範囲の決定について、私的複製の実態を踏まえた

柔軟な運用を可能とする方向での制度見直しを行う際には、例えば、私的録音録画に使用される可能性が低い機器等については、補償金の対象から除外したり、補償金の額で調整したりする工夫を行うことが適切である。併せて、補償金額の決定方法については、現行制度の枠組みを基本的には維持しつつ、私的録音録画補償金制度の対象とする機器等ごとに、私的複製の実態等を反映して決定していくことが可能となるような工夫を講じる必要があると考えられる。

(5) 補償金の支払義務者

現在、私的録音録画補償金は、私的使用を目的として、特定の機器・記録媒体にデジタル方式の録音・録画を行う者が支払義務を負うこととしつつ(30条2項)、当該機器・記録媒体の製造又は輸入を業とする者についても、支払の請求及びその受領に関し「協力しなければならない」と定め(104条の5)、製造業者及び輸入業者(以下「製造業者等」という。)が支払の協力義務を負うこととされている。

これは、録音・録画機器等の発達普及に伴い、社会全体として著作物等の利用が促進されてきた反面、それが私的録音・録画を増大せしめる結果をもたらし、個々の利用者のレベルでは必ずしも大量の私的複製が行われているわけではないものの、総体としてみれば大量に私的複製が生じているということから、権利の保護と著作物の利用との間の調整を図るため、公平の観点から定められているものである。

なお、このことを踏まえ、私的録音録画補償金制度を導入する欧米諸国においては、製造業者等を支払義務者として位置付けているが、我が国の著作権法においては、支払の協力義務者として位置付けている。私的録音録画補償金制度の課題の一つとして、機器・記録媒体を購入した者が私的複製を行わなかった場合の補償金返還制度について、返還額が少額であり実効性のある制度とすることが難しいとの課題が挙げられるが、支払義務者の見直しは、補償金の返還制度の問題の解消にもつながりうることから、議論となった。

この点については、現行制度では事業者が協力義務者とされているが、法制度上、義務という形で強制力がないとなれば補償金制度は事実上機能しないとも考えられるとして、コンテンツの訴求力を利用して利益を上げる製造業者等について支払義務を課すべきであり、そのような補償金制度は、一般的に国際的な理解があるとの意見が出された。

これに対し、私的録音録画補償金制度は、私的複製を行う利用者の行為を前提とするものである以上、利用者の行為を捨象して、複製機能を有する機器・記録媒体を提供する製造業者等の支払義務を位置付けることは、法制度として無理があるのではないかとする意見も見られた。また、製造業者等の義務を明確化しようとする場合には、製造業者等と同様に、私的複製の増進に寄与するクラウドサービス等の提供者についても、支払義務者とすべきかを検討する必要があると考えられ、かつ、その場合には、海外事業者がいる場合にどのように実効的な運用を確保できるか等も課題となることから、現実的に対応困難ではないかとの意見もあった。

このように、私的録音録画補償金制度における製造業者等の支払義務の位置付けの見直しについては、抜本的な見直しを行うことについて意見集約には至らなかったが、私的複製の用に供する機器・記録媒体を提供する製造業者等について、引き続き、協力義務を負うとした場合であっても、製造業者等の位置付け・役割をより明確にする観点から、法令上、協力すべき行為の明確化を図ることも検討すべきではないかとする意見も出されたところである。

(6) 補償金の分配等

私的録音録画補償金制度は、制度に内在する課題として、分配を受ける権利者の正確な捕捉の困難性が指摘されており、徴収した補償金の分配・支出の適切性を、どのように確保すべきかということが議論された。

この点、私的録音録画補償金制度は、個々の利用者の私的領域に立ち入ることの限界を前提に、広範な私的複製の許容を基礎とするものであることから、個別の利用実態を把握することには限界があり、また、厳密な分配を行おうとする場合には、取引費用がかえって高騰し、制度として成り立たない。このため、分配の前提となる利用実態については、どのように推定していくかということの合理性が重要であるとともに、共通目的基金との組合せも必要であるということが確認された。

私的録音補償金の徴収・分配は、一般社団法人私的録音補償金管理協会（sarah）を通じ実施されており、その概要は以下のとおりとなっている（平成 28 年度実績）。

- ・ 補償金は対象機器・記録媒体の販売価格に上乗せされ、製造業者や輸入業者は、購入者が支払った補償金を、私的録音補償金管理協会に対して支払う（補償金受領額：約 5,400 万円、補償金額平均：機器 1 台当たり 632 円・記録媒体 1 枚当たり 1 円 13 銭）。
- ・ 私的録音補償金管理協会は、受領額のうち徴収・分配及び共通目的事業等を実施するための業務手数料である管理手数料 10%（規定では 20%）（残余金は次年度に分配する）を控除し、残額の 2 割を共通目的事業、8 割を権利者分配基金に分ける。
- ・ 共通目的事業は、自主事業（冊子配布等の著作権・著作隣接権の保護に関する事業）に約 50 万円、第二種助成事業（音楽・芸能に関わる創作活動等に対する一般公募事業（平成 28 年度実績：29 事業））に約 970 万円を支出。
- ・ 権利者分配基金は、著作権者、実演家、レコード製作者の 3 団体を通じて、権利者に分配されている（分配率は、著作権者 36%、実演家 32%、レコード製作者 32%）。
- ・ 各団体（一般社団法人日本音楽著作権協会・公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・一般社団法人日本レコード協会）は、それぞれの分配規定に基づき、手数料などの控除や前年度繰入れの基金等の戻し入れをした後の分配資金を権利者に分配している（著作権者：日本音楽著作権協会は約 1,500 万円（分配先 7,373 人）、日本脚本家連盟は約 64 万円（分配先 261 人）、実演家：日本芸能実演家団体協議会は約 1,400

万円（分配先 12,611 人）、レコード製作者：日本レコード協会は約 1,300 万円（分配先 594 社）。

- 日本音楽著作権協会は、私的複製の元となった放送、購入レコード、貸レコードの全量のデータを基に分配計算を行っている。分配先である 7,373 人の内訳は、個々の著作者自身と音楽出版社、著作権者の法人であり、この他、相互管理契約を締結している海外の団体（54 団体）にも送金している。
- 日本芸能実演家団体協議会は、全体の金額を、放送、市販録音物、貸レコードの三つのジャンルに分け、それぞれのデータで分配を行っている。なお、権利者で按分して分配していくが、総額が少なくなると、1 円に満たない人が出てくるため、分配対象者は減少傾向にあるとの説明もあった。
- 日本レコード協会は、私的録音源を放送からの録音、購入レコードからの録音、貸レコードからの録音に分け、出荷金額のシェア等で分配を行っている。分配先の 594 社は、会員社以外も含んでいる。

（7）共通目的事業

私的録音録画補償金制度については、正確な捕捉・分配の困難性等が指摘されているが、そのような包括的な制度としての性格に由来する内在的課題に対応し、法は、著作権等の保護に関する事業及び著作物の創作の振興・普及に資する事業に対して、補償金の 2 割以内で政令で定める割合²⁵ に相当する額を支出することとしている。

このような共通目的事業については、その内容が十分知られていないとの指摘があることを踏まえて、本小委員会では、活発な意見交換が行われた。特に、利用者（ユーザー）の立場からは、補償金がクリエイター育成に使われるようにしてほしいとする意見があったことに呼応し、各権利者団体からは、共通目的事業の支出にあたり利用者（ユーザー）の意見も取り入れ、透明性をより高める運用の改善を行うことの提案があったほか、共通目的事業に対する支出割合について、権利者やアーティストの合意が得られるのであれば、支出割合を 2 割以上としていくことも考えられることについて意見が出された。

今回の検討においては、対価還元手段としては、私的録音録画補償金制度、及び契約と技術による対価還元手段と併せて、クリエイター育成基金についても検討した。クリエイター育成基金は、私的録音を総体として捉えた上で、その対価を広く一般に文化芸術の発展に資する事業に使用することを目指すものであり、私的録音録画補償金制度における共通目的事業と趣旨を同じくすると捉えることもできる。このため、私的録音録画補償金制度における共通目的事業については、同制度の改善の一環として、権利者への分配を確保しつつ、クリエイター育成基金の精神に合致させ、国民全体の文化の発展に寄与していくものとして

²⁵ 著作権法施行令第 57 条の 6 により、政令で定める割合は「2 割」と定められている。

捉えていくことも適切であるとする事について、異論は見られなかったところである。

私的録音録画補償金制度は、私的複製に係る権利者に対する対価還元手段であり、その分配・支出先については、権利者の意思に基づいて決める必要がある。しかし、このことは、逆に言えば、権利者側の合意があれば、分配・支出先についても変更可能であるということができる。共通目的事業への支出については、現在、私的録音補償金管理協会において、共通目的委員会を設置し、権利者のみならず、有識者やメーカーも委員として参画し、支出先に関する協議が行われているが、そこに利用者（ユーザー）も加わり、透明性を更に高めて支出する運用の改善を進めていくことも考えられるとする意見もあった。また、このような改善等も講じながら、透明性の確保を引き続き図るとともに、支出割合については、将来のクリエイター育成のために支出してもよいという権利者の総意があるのであれば、現行の2割以上とすることも視野に入れて、改善を図っていくことが適切と考えられる。

IV 開催状況

第1回 平成29年6月30日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に関する実態調査の調査項目及び対価還元的手段について意見交換）

第2回 平成29年7月28日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に係る対価還元的手段について論点整理，意見交換）

第3回 平成29年9月15日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的複製補償金制度に関する近年の諸外国の動きについて意見交換及び私的録音に係る対価還元的手段について論点整理，意見交換）

第4回 平成29年11月29日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に係る対価還元的手段について委員からの発表及び意見交換）

第5回 平成29年12月20日

クリエイターへの適切な対価還元について（私的録音に関する実態調査の中間報告及び私的録音に係る対価還元的手段について意見交換）

第6回 平成30年2月2日

平成29年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について

V 委員名簿

	今 子 さゆり	ヤフー株式会社 CI 本部政策企画部シニア IP スペシャリスト
	岩 本 太 郎	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会ライツ専門部会法制部会主査
	大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥 邨 弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	華 頂 尚 隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
	河 村 真紀子	主婦連合会事務局長
	岸 博 幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	小 寺 信 良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
	榊 原 美 紀	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
	椎 名 和 夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員
主査代理	末 吉 互	弁護士
	杉 本 誠 司	ネクストエンターテインメント株式会社代表取締役
	世 古 和 博	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	高 杉 健 二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
	龍 村 全	弁護士
主査	土 肥 一 史	吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授， 弁護士
	松 田 政 行	弁護士
	丸 橋 透	富士通フロンテック株式会社グローバルビジネス推進本部リーガルアドバイザー
	宮 下 令 文	一般社団法人日本動画協会理事・著作権委員会委員長

(以上 19名)